平成２２年（フ）第１８６６号
東京都八王子市小門町９番地２アーバネットビラ小門204号
債務者　花田　義貴
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４７号
東京都三鷹市牟礼６丁目３―27―103
債務者　濱田　善弘
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４８号
東京都江戸川区船堀２丁目21―18―202　エクセルパレスＮＯ．１
債務者　山内　麻里
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４９号
東京都練馬区練馬３丁目４―12―202
債務者　及川　智恵
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１号
相模原市中央区千代田５丁目13番24号　ドエルＧＲＡＣＥ201
債務者　中村　正美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８号
静岡市駿河区桃園町４番29号　サンピュアーピーチタウン102号
債務者　深見　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７１４号
東京都西東京市緑町３丁目８番６―208号
債務者　左右田隆司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８３５号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ28―504号
債務者　瀬田　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９５８号
静岡市駿河区新川２丁目８番25号　エクセレント新川103号
債務者　大嶺　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８２５号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中17棟405号
債務者　荒屋　　明
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８４５号
東京都東久留米市上の原１丁目３番７―211号
債務者　井原　　肇
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８７７号
東京都八王子市田町５番６号萩原グリーンハイツ２―Ｂ
債務者　坂本　尚美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８１１号
東京都八王子市長沼町28番地６フォーブル小宮１号棟101号
債務者　塩野　太海
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３５号
北海道帯広市西17条北２丁目16番35号
債務者　小林　敬子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
静岡県牧之原市静波2733番地１
債務者　池田　隆幸
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６２号
静岡市葵区瀬名６丁目５番２―９号
債務者　児玉　昭雄
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部